

公益財団法人福岡市教育振興会評議員及び役員の報酬並びに 費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡市教育振興会（以下「本会」という）定款第13条及び第29条の規程に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員及び評議員)

第2条 この規程において役員及び評議員とは、本会定款第11条及び第23条に規定する評議員及び役員をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 本会評議員及び役員が業務のため本会の会議に出席した時の報酬の額は、別紙のとおりとする。

ただし、福岡市の身分を有する者（地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定によって職員団体の役員として従事する者は除く。）には報酬は支給しない。

(常勤役員の報酬)

第4条 常勤役員の報酬は、年間800万円までの範囲とする。

(費用弁償)

第5条 評議員及び役員が職務を行うため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の種類、額及びその支給方法は、福岡市職員等旅費支給条例に準じる。

3 第3条のただし書きに定める、福岡市職員の身分を有する者（地方公務員法第55条の2第1項ただし書きの規定によって職員団体の役員として従事する者は除く。）が、本会の会議に出席したときは、費用弁償として福岡市職員等旅費支給条例の日当額に準じて支給する。

(会計監査人の報酬)

第6条 会計監査人の報酬は監事の同意を得て理事会において定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 その他、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人移行登記の日から施行する。

別 表

区 分	算 出 基 礎	
評議員の報酬	会議出席 1 日当たり	13,000 円とする
理事の報酬 (会計監査人を含む)	会議出席 1 日当たり	11,000 円とする
監事の報酬	会議出席 1 日当たり	11,000 円とする